



飛 島 村 地 域 公 共 交 通 計 画

(修正版(案))

※修正関係箇所
P46. P47 のみを抜粋



2025 年 6 月
(改訂)

飛 島 村

令和 2 年 11 月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という。）の改正と合わせる形で、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化が行われた。

飛島村においても地域公共交通確保維持改善費補助金※を活用して飛島公共交通バスの運行しているため、地域公共交通計画に以下の通り位置づける。

○補助系統の位置づけ・役割

飛島公共交通バス（蟹江線・名港線）は、民間乗合事業者による路線バスが存在しないため、幹線的バスとして、「飛島公共交通バス」を設定する。鉄道と接続し、主に飛島村の集落部及び臨海工業地帯から駅への移動を担う。（再掲）

○補助の必要性

飛島村や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

○補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統名	起点	経由地	終点	事業許可 区分	事業主体	補助事業 の活用
飛島公共交通バス （名港線）	名古屋 港	公民館分館 三菱自工南 公民館分館	名古屋 港	一般乗合旅客 自動車運送 （路線定期）	飛島村 （運行は交通事 業者へ委託）	地域間幹 線系統補 助
飛島公共交通バス （名港線）	公民館 分館	三菱自工南 公民館分館	名古屋 港	一般乗合旅客 自動車運送 （路線定期）	飛島村 （運行は交通事 業者へ委託）	地域間幹 線系統補 助
飛島公共交通バス （蟹江線）	近鉄蟹 江駅前	飛島村役場 新政成神社	公民館 分館	一般乗合旅客 自動車運送 （路線定期）	飛島村 （運行は交通事 業者へ委託）	地域間幹 線系統補 助
飛島公共交通バス （蟹江線）	近鉄蟹 江駅前	飛島村役場	新政成 神社	一般乗合旅客 自動車運送 （路線定期）	飛島村 （運行は交通事 業者へ委託）	地域間幹 線系統補 助

【修正後】

系統名	起点	経由地	終点	事業許可 区分	事業主体	補助事業 の活用
飛島公共交通バス (名港線)	名古屋 港	公民館分館 三菱自工南 公民館分館	名古屋 港	一般乗合旅客 自動車運送 (路線定期)	飛島村 (運行は交通事 業者へ委託)	地域間幹 線系統補 助
飛島公共交通バス (蟹江線)	近鉄蟹 江駅前	飛島村役場 新政成神社	公民館 分館	一般乗合旅客 自動車運送 (路線定期)	飛島村 (運行は交通事 業者へ委託)	地域間幹 線系統補 助
飛島公共交通バス (蟹江線)	近鉄蟹 江駅前	飛島村役場	新政成 神社	一般乗合旅客 自動車運送 (路線定期)	飛島村 (運行は交通事 業者へ委託)	地域間幹 線系統補 助

※地域公共交通確保維持改善事業費補助金とは

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の 確保・維持・改善を支援することを目的とする補助金。

飛島村地域公共交通計画（修正版）

2025 年 6 月（改訂）

飛島村